様式5-4②

要求水準書に対する設計仕様

運営維持管理業務編

要求水準書に記載している内容と貴社の提案が異なる場合、その内容を記載してください。

なお、要求水準書の内容と同様・同等の場合「要求水準書に同じ」と記載してください。

適合欄は、何も記載しないで下さい。

令和５年４月

印西地区環境整備事業組合

| 要求水準書 | メーカー提案書 | 適合 |
| --- | --- | --- |
| 第１章　総則  本要求水準書は、印西市、白井市及び栄町(以下、「関係市町」という。)から構成される印西地区環境整備事業組合（以下、「本組合」という。）が「（仮称）印西クリーンセンター次期中間処理施設整備運営事業」（以下、「本事業」という。）を実施する者の募集・選定に当たり入札希望者を対象に交付する入札説明書等と一体のものであり、本事業において整備する（仮称）印西クリーンセンター次期中間処理施設（以下、「本施設」という。）に係る運営維持管理業務（以下、「本業務」という。）について、本組合が本業務に係る特定事業契約を締結する者（以下、「事業者」という。）に対して要求する仕様を示したものである。 |  |  |
| 第１節　計画概要 |  |  |
| １．基本方針  本事業は、次期中間処理施設整備基本計画（平成28年4月）に示された以下の基本方針の実現を目指し、一般廃棄物の適正な処理とともに地域環境との調和や資源循環型社会への貢献等を視野に入れた事業計画とし、地球温暖化防止対策に努める、将来的なカーボンニュートラル・地球環境の保全を目指す。したがって、本業務の実施にあっては、基本方針を遵守すべく「施設整備」を「施設運営維持管理」と読み替える。  （１）地域住民等の理解と協力を確保する安全・安心な施設整備  （２）循環型社会形成と地域活性化の拠点となる施設整備  （３）経済性と高度なシステムの両立を目指した施設整備 |  |  |
| ２．事業名称  （仮称）印西クリーンセンター次期中間処理施設整備運営事業 |  |  |
| ３．事業概要  （１）施設規模  １）エネルギー回収型廃棄物処理施設：156t/日（78t/日×２炉）  ２）マテリアルリサイクル推進施設：10t/日  （２）焼却処理方式：全連続式燃焼ストーカ式焼却方式 |  |  |
| ４．建設用地  （１）所在地：千葉県印西市吉田字馬込546番 他  （２）敷地面積：約2.4ha |  |  |
| ５．業務範囲  事業者の業務範囲は、本施設に関わる以下の業務とする。  （１）受付業務  （２）運転管理業務  （３）維持管理業務  （４）環境管理業務  （５）防火・防災管理業務  （６）保安業務  （７）住民等対応業務  （８）情報管理業務  （９）上記に付帯する関連する業務 |  |  |
| ６．本組合の業務範囲  本施設において本組合が行う業務の範囲は、以下のとおりとする。  （１）行政機関等の見学者等の対応  本組合は、事業者と連携して行政機関等からの本施設にかかる問い合わせや見学などに対応するものとする。  （２）処理不適物等の搬出、利用または処理若しくは処分  本組合は、本施設に持ち込まれた処理不適物、本施設で発生した焼却主灰、飛灰処理物、破砕残渣、資源回収物等の副生成物を搬出し、利用または処理若しくは処分を行うものとする。  （３）モニタリング業務  本組合は、本業務が運営委託契約書等に基づき適切に行われているかの監視（モニタリング）を行う。  （４）許可証発行業務  本組合は、許可証発行業務を行う。 |  |  |
| ７．費用負担  （１）電気  本施設において使用する電力については、事業者が本組合の名義で電力会社から調達し、その費用は事業者がすべて負担するものとする。ただし、電気についてのみ地域振興施設使用分を含めた契約とし、一旦、事業者がすべて負担するが、地域振興施設使用分は別途本組合に請求するものとする。  （２）都市ガス  本施設において使用する都市ガスについては、事業者が本組合の名義でガス会社から調達し、その費用は事業者がすべて負担するものとする。  （３）上・下水道  本施設において使用する上・下水道については、事業者が本組合の名義で調達し、その費用は事業者がすべて負担するものとする。  （４）情報通信、NHK受信契約  本施設において使用する情報通信、NHK受信契約については、本組合・事業者それぞれが個別に契約及び料金負担を行うものとする。  （５）建築物等の使用  本施設において事業者が本業務のため使用することとなる建築物及び本組合が指定する駐車場並びに用地の使用料金は、事業者の費用負担はないものとする。  （６）処理不適物の搬出、処理・処分  本施設に搬入された処理不適物の搬出、処理・処分に要する費用は、本組合が負担するものとする。  （７）焼却主灰・飛灰処理物・回収資源等副生成物の搬出、処理・処分  本施設での廃棄物処理により生じる焼却主灰・飛灰処理物・回収資源等については、その性状等が要求水準書(設計・建設編)の表1.9-1エネルギー回収型廃棄物処理施設性能保証事項（2/3）を満足する場合において、その搬出、処理・処分に要する費用は、本組合がすべて負担するものとする。その性状等が保証事項を満足しない場合においては、その搬出、処理・処分に要する費用は、事業者がすべて負担するものとする。  （８）行政手続き及び各種検査  本施設の運営において、必要な行政手続き及び各種検査の経費については事業者が負担するものとする。 |  |  |
| ８．準備期間  事業者は、本業務開始までに３カ月以上の業務準備期間を設定し、本業務のため必要な運営管理マニュアル等を策定し、十分な社員教育や安全管理体制の構築を行うものとする。 |  |  |
| ９．業務期間  本事業における業務期間は、令和10年度から令和29年度末までの20年間を予定している。ただし、本組合は本施設について35年以上の使用を予定しているので、事業者は本施設を20年間供用後、5年間は基幹設備等更新が必要ないように維持管理すること。 |  |  |
| 10．事業方式  本事業の事業方式は、公設民営方式（DBO方式）とする。 |  |  |
| 第２節　計画主要項目 |  |  |
| １．処理対象ごみ  （１）エネルギー回収型廃棄物処理施設  要求水準書（設計・建設編）「第１章 第３節 １．エネルギー回収型廃棄物処理施設 （１）処理対象ごみ」参照  （２）マテリアルリサイクル推進施設  要求水準書（設計・建設編）「第１章 第３節 ２．マテリアルリサイクル推進施設 （１）処理対象ごみ」参照 |  |  |
| ２．計画年間処理量  （１）エネルギー回収型廃棄物処理施設  要求水準書（設計・建設編）「第１章 第３節 １．エネルギー回収型廃棄物処理施設 （２）計画年間処理量」参照  （２）マテリアルリサイクル推進施設  要求水準書（設計・建設編）「第１章 第３節 ２．マテリアルリサイクル推進施設 （２）計画年間処理量」参照 |  |  |
| ３．計画ごみ質  （１）エネルギー回収型廃棄物処理施設  要求水準書（設計・建設編）「第１章 第３節 １．エネルギー回収型廃棄物処理施設 （３）計画ごみ質」参照  （２）マテリアルリサイクル推進施設  要求水準書（設計・建設編）「第１章 第３節 ２．マテリアルリサイクル推進施設 （３）計画ごみ質」参照 |  |  |
| ４．ごみの搬入出  要求水準書（設計・建設編）「第１章 第３節 ３．搬入・搬出車両」参照 |  |  |
| ５．稼働時間・運転日数・受入時間  （１）稼動時間・運転日数  １）エネルギー回収型廃棄物処理施設  要求水準書（設計・建設編）第１章 第３節 １．エネルギー回収型廃棄物処理施設（６）稼働時間及び稼働日数」参照  ２）マテリアルリサイクル推進施設  要求水準書（設計・建設編）「第１章 第３節 ２．マテリアルリサイクル推進施設（５）稼働時間及び稼働日数」参照  （２）受入時間  処理対象物の受入時間は、表1.2-1に示すとおりである。  表 1.2-1　受入時間   |  |  | | --- | --- | | 区　分 | 受入時間 | | 平日 | ９時～12時、13時～16時 | | 土曜日 | ９時～12時 | | 日曜日、祝日、年末年始 | － | |  |  |
| ６．余熱利用計画  要求水準書（設計・建設編）「第１章 第３節 １．エネルギー回収型廃棄物処理施設 （12）余熱利用計画」参照 |  |  |
| ７．公害防止基準  要求水準書（設計・建設編）「第１章 第４節 １．公害防止等の基準」参照 |  |  |
| ８．処理生成物の基準  （１）エネルギー回収型廃棄物処理施設  要求水準書（設計・建設編）「第１章 第３節 １．エネルギー回収型廃棄物処理施設 （13）焼却灰等処分計画」及び「第１章 第９節 表1.9-1エネルギー回収型廃棄物処理施設性能保証事項 ３焼却主灰　４飛灰処理物・焼却主灰」参照  （２）マテリアルリサイクル推進施設  要求水準書（設計・建設編）「第１章 第９節 表1.9-2マテリアルリサイクル推進施設性能保証事項 ４選別率」参照 |  |  |
| ９．居室における空気環境の基準  居室における空気環境の基準は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令第１条の特定建築物に該当する延べ面積（事務所）に該当する場合は、表1.2-2に示す基準を遵守すること。  表 1.2-2　居室における空気環境基準   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 項　目 | | 基準値 | | 居室環境 | 浮遊粉じん | 0.15mg/m3以下 | | 一酸化炭素 | 10ppm以下 | | 二酸化炭素 | 1,000ppm以下 | | 温度 | ①17℃以上28℃以下  ②居室における温度を外気の温度より低くする場合は、その差を著しくしないこと。 | | 相対湿度 | 40％以上70％以下 | | 気流 | 0.5m/秒以下 | | ホルムアルデヒドの量 | 0.1mg/m3以下 | |  |  |
| 10．本施設周辺の状況  要求水準書（設計・建設編）「第１章 第１節 ５．建設用地概要」及び「同 ６．建設用地の立地条件」参照 |  |  |
| 11．地域振興事業  要求水準書（設計・建設編）「第１章 第２節 ６．地域振興事業」参照 |  |  |
| 12．循環型ごみ処理計画  要求水準書（設計・建設編）「第１章 第２節 ７．循環型ごみ処理計画」参照 |  |  |
| 第３節　一般事項 |  |  |
| １．要求水準書の遵守  事業者は、本要求水準書に記載される要件について、本業務期間中遵守すること。 |  |  |
| ２．関係法令等の遵守  事業者は、本業務期間中、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「労働安全衛生法」等、表1.3-1に示す最新の関係法令及び関連する基準、規格等を遵守すること。  表1.3-1　関係法令等   |  |  | | --- | --- | | ○廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号） | ○ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和47年労働省令第33号） | | ○再生資源の利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号） | ○事務所衛生基準規則（昭和47年労働省令第43号） | | ○廃棄物処理施設整備国庫補助事業に係るごみ処理施設の性能に関する指針について（平成10年生衛発第1572号） | ○ごみ処理施設整備の計画・設計要領2017改訂版（社団法人全国都市清掃会議） | | ○ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号） | ○電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドライン（資源エネルギー庁） | | ○ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン | ○高圧系統業務指針（系統アクセス編）など東京電力株式会社が定める規定 | | ○環境基本法（平成5年法律第91号） | ○高調波抑制対策技術指針（平成7年10月社団法人日本電気協会） | | ○大気汚染防止法（昭和43年法律第97号） | ○日本産業規格 | | ○悪臭防止法（昭和46年法律第91号） | ○電気学会電気規格調査会標準規格 | | ○騒音規制法（昭和43年法律第98号） | ○日本電機工業会規格 | | ○振動規制法（昭和51年法律第64号） | ○日本電線工業会規格 | | ○水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号） | ○日本電気技術規格委員会規格 | | ○土壌汚染対策法（平成14年法律第53号） | ○日本照明器具工業会規格 | | ○水道法（昭和32年法律第177号） | ○公共建築工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部） | | ○下水道法（昭和33年法律第79号） | ○公共建築設備工事標準図（電気設備工事編、機械設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部） | | ○計量法（平成4年法律第51号） | ○機械設備工事監理指針（国土交通省大臣官房官庁営繕部） | | ○消防法（昭和23年法律第186号） | ○電気設備工事監理指針（国土交通省大臣官房官庁営繕部） | | ○建築基準法（昭和25年法律第201号） | ○工場電気設備防爆指針（独立行政法人労働安全衛生総合研究所） | | ○建築士法（昭和25年法律第202号） | ○官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部） | | ○建設業法（昭和24年法律第100号） | ○官庁施設の環境保全性に関する基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部） | | ○労働安全衛生法（昭和47年法律第57号） | ○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律 | | ○労働基準法（昭和22年法律第49号） | ○官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準（平成18年3月31日国営整第157号、国営設第163号） | | ○高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号） | ○建築設備設計基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部） | | ○電波法（昭和25年法律第131号） | ○建設設備計画基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部） | | ○電気事業法（昭和39年法律第170号） | ○煙突構造設計指針（平成19年11月社団法人日本建築学会） | | ○電気工事士法（昭和35年法律第139号） | ○事業者が講ずべき快適な職場環境の形成のための措置に関する指針(平成4年　労働省告示第59号) | | ○電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則（平成24年経済産業省令第46号） | ○分散型電源系統連系技術指針（平成4年3月社団法人日本電気協会） | | ○平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成23年法律第110号） | ○個人情報の保護に関する法律 | | ○河川法（昭和39年法律第167号） | ○電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第52号） | | ○景観法（平成16年法律第110号） | 〇千葉県景観条例  〇印西市景観条例 | | ○クレーン等安全規則（昭和47年労働省令第34号）及びクレーン構造規格（平成7年労働省告示第134号） | ○建築物における衛生的環境の確保に関する法律 | | ○その他本業務に関連する法令、規格、基準など | ○千葉県環境影響評価条例  ○千葉県環境保全条例  ○印西市環境保全条例  ○印西地区環境整備事業組合個人情報保護条例  ○印西地区環境整備事業組合暴力団排除条例 | |  |  |
| ３．環境影響評価の遵守  事業者は、環境影響評価書に示されている内容のうち、本事業に係る事項について、本業務期間中遵守すること。また、本組合が実施する環境影響評価に関わる事後調査に協力し、本組合または事業者が自ら行う調査により、環境に影響が見られた場合は、本組合と協議の上、対策を講じること。 |  |  |
| ４．一般廃棄物処理実施計画  事業者は、本業務期間中、本組合が毎年度定める「一般廃棄物処理実施計画」を遵守すること。 |  |  |
| ５．官公署等の指導等  事業者は、本業務期間中、官公署等の指導等に従うこと。なお、法改正等に伴い本施設の改造等が必要な場合の措置については、その費用の負担を含め別に定めることとする。 |  |  |
| ６．官公署等申請への協力  事業者は、本組合が行う運営に係る官公署等への申請等に全面的に協力し、本組合の指示により必要な書類・資料等を提出しなければならない。なお、事業者が行う運営に係る申請に関しては、事業者の責任と負担により行うこと。  また、県等の立入検査や調査が入る場合には事業者は、誠意を持って協力すること。 |  |  |
| ７．官公署等への報告等  事業者は、官公署等から本施設の運営に関する報告等を求められた場合、速やかに対応すること。なお、報告にあたっては、同内容を本組合に報告し、その指示に基づき対応すること。 |  |  |
| ８．本組合への報告  （１）事業者は、本組合が本施設の運営に関する記録、資料等の提出を求めた場合、速やかに報告すること。  （２）定期的な報告は、「第10章　情報管理業務」に基づくものとし、緊急時・事故時等は、「第１章 第３節 11．緊急時対応」に基づくこと。 |  |  |
| ９．本組合の検査等  事業者は、本組合が実施する運営維持管理全般に対する検査等に全面的に協力すること。また、この検査等において、本組合が本施設の運営維持管理に関する記録、資料等の提出を求めた場合、速やかに報告すること。  事業者は、本組合が検査等を実施する場合、本施設の運転を調整する等の協力を実施すること。 |  |  |
| 10．労働安全衛生・作業環境管理  （１）事業者は、「労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）」等関係法令に基づき、従業者の安全及び健康を確保するために、本業務に必要な管理者、組織等の安全衛生管理体制を整備すること。  （２）事業者は、整備した安全衛生管理体制について本組合に報告すること。安全衛生管理体制には、ダイオキシン類のばく露防止対策上必要な管理者、組織等の体制を含めて報告すること。なお、体制を変更した場合は、速やかに本組合に報告すること。  （３）事業者は、安全衛生管理体制に基づき、職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進すること。  （４）事業者は、作業に必要な保護具、測定器等を整備し、従事者に使用させること。また、保護具、測定器等は定期的に点検し、安全な状態が保てるようにしておくこと。  （５）事業者は、「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」（以下、「ダイオキシン類ばく露防止対策要綱」という。）（基発0110第１号平成26年1月10日改正）に基づきダイオキシン類対策委員会を設置し、ダイオキシン類対策委員会において「ダイオキシン類へのばく露防止推進計画」を策定し、遵守すること。なお、ダイオキシン類対策委員会には、廃棄物処理施設技術管理者等、本組合が定める者の同席を要すること。  （６）事業者は、本施設における標準的な安全作業の手順（安全作業マニュアル）を定め、その励行に努め、作業行動の安全を図ること。  （７）安全作業マニュアルは、施設の作業状況に応じて随時改善し、その周知徹底を図ること。  （８）事業者は、日常点検、定期点検等の実施において、労働安全・衛生上、問題がある場合は、本組合と協議の上、施設の改善を行うこと。  （９）事業者は、労働安全衛生法等関係法令に基づき、従業者に対して健康診断を実施し、その結果及び就業上の措置について本組合に報告すること。  （10）事業者は、従業者に対して、定期的に安全衛生教育を行うこと。  （11）事業者は、安全確保に必要な訓練を定期的に行うこと。訓練の開催については、事前に本組合に連絡し、本組合の参加について協議すること。  （12）事業者は、場内の整理整頓及び清潔の保持に努め、施設の作業環境を常に良好に保つこと。 |  |  |
| 11．緊急時対応  （１）事業者は、自然災害等による緊急事態に遭遇した場合においても、本施設の損害を最小限にとどめつつ、本事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における方法や手段などを取り決めておくＢＣＰ（事業継続計画）を本組合と協議して策定すること。また、ＢＣＭ（事業継続管理）によって、策定した計画の適切な運用、維持管理に努めること。  （２）事業者は、災害、機器の故障及び停電等の緊急時においては、人身の安全を確保するとともに、環境及び施設へ与える影響を最小限に抑えるように施設を安全に停止させ、二次災害の防止に努めること。  （３）事業者は、緊急時における人身の安全確保、施設の安全停止、施設の復旧、本組合への報告等の手順等を定めた事故対応マニュアルを作成し、緊急時にはマニュアルに従った適切な対応を行うこと。なお、事業者は、作成した事故対応マニュアルについては、緊急対応が安全、かつ速やかに行えるよう、必要に応じて見直し改訂するなど、随時改善を図らなければならない。  （４）事業者は、台風・大雨等の警報発令時、火災、事故、作業員のけが等が発生した場合に備えて、自らが整備する自主防災組織及び警察、消防、本組合等への連絡体制を整備すること。なお、体制を変更した場合は、速やかに本組合へ報告すること。  （５）緊急時に防災組織及び連絡体制が適切に機能するように、定期的に防災訓練等を行うこと。また、訓練の開催については、事前に本組合に連絡し、本組合の参加について協議すること。  （６）事故が発生した場合、消防、警察へ連絡するとともに、事業者は直ちに、事故の発生状況、事故時の運転記録等を本組合に報告すること。報告後、速やかに対応策等を記した事故報告書を作成し、本組合に提出すること。 |  |  |
| 12．急病等への対応  （１）事業者は、本施設の利用者等の急な病気・けが等に対応できるように、簡易な医薬品等を用意するとともに、急病人発生時対応マニュアルを整備すること。  （２）事業者は、整備した対応マニュアルを周知し、十分な対応が実施できる体制を整備すること。  （３）急病等が発生した場合、対応マニュアルに従い対応し、状況に応じ消防、警察等へ連絡するとともに、事業者は直ちに本組合に報告すること。報告後、速やかに対応等を記した報告書を作成し、本組合に提出すること。  （４）本施設に設置してあるAEDの維持管理（更新含む）等を定期的に実施すること。 |  |  |
| 13．災害発生時の協力  （１）事業者は、災害発生時において来場者等を適切に誘導するとともに、作業員の避難等人身の安全を最優先すること。  （２）震災その他不測の事態により、計画搬入量を超える多量の廃棄物が発生する等の状況に対して、その処理を本組合が実施しようとする場合、事業者はその保管、処理処分に協力すること。また、関係市町の施策等に対応すること。  （３）事業者は、本組合と他の自治体間における相互支援等について本組合に協力すること。  （４）災害発生時に、事業者は防災備蓄倉庫に保管している防災備蓄品の支給等を行うなど、適切な対応を行うこと。 |  |  |
| 14．保険  事業者は本施設の運営に際して、労働者災害補償保険、第三者への損害賠償保険等の必要な保険に加入すること。また、保険契約の内容及び保険証書の内容については、事前に本組合の承諾を得ること。  なお、本組合は、本施設の災害等による損害を担保する目的で、建物総合損害共済（公益社団法人全国市有物件災害共済会）に加入する予定である。 |  |  |
| 15．地域貢献  本施設の運営にあたっては、積極的に吉田区を中心とした周辺地域における雇用創出に努めるほか、吉田区内及び関係市町内の企業等を積極的に活用し、物品・役務等の調達先も吉田区及び関係市町内の地元企業を活用することにより地域に貢献すること。 |  |  |
| 16．工事元請下請関係の適正化  建設産業における生産システム合理化指針（建設省経構発第２号　平成３年２月５日）の趣旨を十分に理解し、関係事業者との適切な関係を築くこと。 |  |  |
| 17．関連行事等への参加  事業者は、本業務に対する周辺住民の理解を深めるため、業務実施場所及び周辺で本組合及び関係団体が行う行事等に対し、積極的に参加すること。 |  |  |
| 18．業務実施計画書及び業務計画書の作成  （１）事業者は、本業務の実施に際し、各業務の実施に必要な事項を記載した業務計画書を本業務開始前に本組合に提出し、本組合の承諾を得ること。  （２）業務計画書には、本業務の実施にあたり必要となる各種マニュアル、各業務の実施にあたり必要な業務実施計画書、本組合への各種報告様式等を含むこととし、その内容は本組合との協議により決定すること。  （３）事業者は、各年度の業務が開始する30日前までに、業務計画書に基づき、当該年度の業務実施計画書を本組合に提出し、当該年度の業務が開始する前に、本組合の承諾を得ること。 |  |  |
| 第４節　運営維持管理業務条件 |  |  |
| １．運営  本業務は、次に基づいて行うこと。  （１）運営委託契約書  （２）入札説明書の質問に対する回答書及び対面的対話の回答書  （３）本要求水準書及び本要求水準書添付資料（設計・建設編含む）  （４）事業提案書  （５）各業務実施計画書、マニュアル及びその他本組合の指示するもの  なお、（５）各業務のマニュアルについては、（１）～（４）に記載の事項を遵守するために必要な場合には、マニュアルによらず各員の判断により対応が可能とし、マニュアルを超えて対応を行った場合には、本組合に、案件、経緯、対応を示した報告書を作成、提出し、マニュアルの改訂を行うこと。 |  |  |
| ２．提案書の変更  原則として提出された事業提案書は変更できないものとする。  ただし、本業務期間中に本要求水準書に適合しない箇所が判明した場合には、事業者の責任において本要求水準書に適合するよう改善しなければならない。 |  |  |
| ３．要求水準書記載事項  （１）記載事項の補足等  本要求水準書で記載された事項は、基本的内容について定めるものであり、基本的内容以上の仕様や数量、作業量を事業者が責任をもって実施できることを前提で提案し、運営することを妨げるものではない。また、本要求水準書に明記されていない事項であっても、施設を運営するために当然必要と思われるものについては、全て事業者の責任と負担において補足・完備させなければならない。  （２）参考図書の取扱い  本要求水準書の図・表等で「（参考）」と記載されたものは、一例を示すものである。事業者は「（参考）」と記載されたものについて、施設の運営をするために当然必要と思われるものについては、全て事業者の責任と負担において補足・完備させなければならない。 |  |  |
| ４．契約金額の変更  上記２．３．の場合、契約金額の増額等の手続きは行わない。ただし、運営委託契約書の物価変動等の定めによるところはこの限りではない。 |  |  |
| ５．本業務期間終了時の引継ぎ条件  事業者は、本業務期間終了時において、以下の条件を満たし、本施設を本組合に引継ぐこと。本組合は、本施設の引継ぎを受けるに際して、引継ぎに関する検査を行う。  （１）本組合が本要求水準書に記載の業務を行うにあたり支障が無いよう、本組合が指示する内容の業務を本組合への引継ぎを行うこと。引継ぎ項目には、各施設の取扱説明書（本業務期間中に修正・更新があれば、修正・更新後のものも含む）、本要求水準及び運営委託契約書に基づき事業者が整備作成する図書を含むものとする。  （２）建物の主要構造部等に、大きな破損がなく、良好な状態であること。ただし、継続使用に支障のない程度の軽度な汚損・劣化（通常の経年変化によるものを含む）を除く。  （３）内外装の仕上げや建築設備機器等に、大きな汚損や破損がなく、良好な状態であること。ただし、継続使用に支障のない程度の軽度な汚損・劣化（通常の経年変化によるものを含む）を除く。  （４）その他、本業務終了時における引継ぎ時の詳細条件（ごみピット内のごみ、残留物、薬剤、排水等の条件を含む）は、本組合と事業者の協議によるものとし、令和25年度（運営開始後16年目）の時点において、事業期間終了後の本施設の取扱について、本組合と協議を開始すること。 |  |  |
| 第２章　運営維持管理体制 |  |  |
| 第１節　業務実施体制 |  |  |
| １．事業者は、本業務の実施にあたり、要求水準事項及び提案内容を達成できる適切な業務実施体制を構築すること。 |  |  |
| ２．事業者は、受付業務、運転管理業務、維持管理業務、環境管理業務、防災管理業務、保安業務、住民対応業務及び情報管理業務等の各業務に必要な人員、設備等を整備すること。 |  |  |
| ３．事業者は、整備した業務実施体制について本組合に報告すること。なお、体制を変更する場合は、やむを得ない事情がある場合を除き、事前に本組合に報告し承諾を得ること。 |  |  |
| ４．事業者は、初めて業務に従事する作業員に対して、必要に応じ労働安全衛生規則に基づく特別教育を実施するとともに、各業務のマニュアルに基づく教育を実施すること。 |  |  |
| 第２節　有資格者の配置 |  |  |
| １．事業者は、本事業の現場統括責任者（施設の円滑な運転管理、維持管理等事業者が行う全ての現場業務に対して総括的な責任を担う者）として、以下の要件を満たす者を業務開始後１年間以上連続して配置すること。なお、現場統括責任者を交代する場合は、同等の要件を満たす者とし、本施設を１年間以上運転したものを優先して配置すること。  （１）廃棄物処理施設技術管理者（ごみ処理施設）の資格を有する者  （２）地方公共団体が所有し、稼働実績を有する1炉当たり75t/日以上かつ2炉構成以上のボイラ・タービン式発電設備付焼却施設での１年以上の運転実績を有し、かつ１年以上（運転実績期間との重複を認める。）現場総括責任者としての経験を有する者 |  |  |
| ２．事業者は、エネルギー回収型廃棄物処理施設の運転責任者として、地方公共団体が所有し、稼働実績を有する1炉当たり75t/日以上かつ2炉構成以上のボイラ・タービン式発電設備付焼却施設での１年以上の実務経験を有する者を配置すること。 |  |  |
| ３．事業者は、施設の運営維持管理に必要な有資格者を配置すること。なお、関係法令、所轄官庁の指導等を遵守する範囲内において、有資格者の兼任は認めるものとする。 |  |  |
| ４．事業者は、これらの有資格者を試運転時においても配置すること。  運営維持管理に必要な資格者を表2.2-1に参考として示す。  表 2.2-1　運営維持管理必要資格（参考）   |  |  | | --- | --- | | 資格の種類 | 主な業務内容 | | 廃棄物処理施設技術管理者  （ごみ処理施設） | 本施設の維持管理に関する技術上の業務を担当 | | 安全管理者（常時50人以上の労働者を使用する場合） | 安全に係る技術的事項の管理 | | 衛生管理者（常時50人以上の労働者を使用する場合） | 衛生に係る技術的事項の管理 | | 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者 | 酸欠危険場所で作業する場合、作業員の酸素欠乏症を防止する | | 防火管理者 | 施設の防火に関する管理者 | | 危険物保安監督者・危険物取扱者 | 危険物取扱作業に関する保安・監督 | | 第 1 種圧力容器取扱作業主任者 | 第１・２種圧力容器の取扱作業 | | クレーン・デリック運転士 | クレーン、デリックの運転 | | 第2種電気主任技術者 | 電気工作物の工事維持及び運用に関する保安の監督 | | ボイラー・タービン主任技術者 | 発電用ボイラー、蒸気タービン等の工事、維持、運用に係る保安の監督 | | 特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者 | 焼却灰等の取扱い、焼却炉・集じん機等の保守・点検等業務 | | エネルギー管理士 | エネルギーを消費する設備の維持管理、エネルギーの使用方法の改善・監視等の業務 |   ※業務内容については、関係法令を遵守すること。  ※その他運営維持管理を行うにあたり必要な資格がある場合は、その有資格者を置くこと。 |  |  |
| 第３節　連絡体制  事業者は、平常時及び緊急時の本組合等への連絡体制を整備すること。なお、体制を変更する場合は、やむを得ない事情がある場合を除き、事前に本組合に報告すること。 |  |  |

| 要求水準書 | メーカー提案書 | 適合 |
| --- | --- | --- |
| 第３章　受付業務 |  |  |
| 第１節　マニュアル作成 |  |  |
| １．事業者は、業務期間にわたり本施設の適切な受付業務を行うため、受付業務について基準化した受付業務マニュアルを作成し、本組合の承諾を得ること。 |  |  |
| ２．事業者は、受付業務マニュアルに基づき、受付作業従事者に作業手順を習熟させること。 |  |  |
| ３．事業者は、受付業務マニュアルを必要に応じて改訂すること。なお、改訂にあたっては本組合の承諾を得ること。 |  |  |
| 第２節　受付・計量業務 |  |  |
| １．受付管理  （１）搬出入車両を計量棟（計量室）において計量、記録、確認、管理を行うこと。  （２）搬入者に対して、搬入用計量機での計量時に伝票を発行すること。  （３）搬入者に対して、ごみの分別等受入基準を満たしていることを確認すること。基準を満たしていないごみを確認した場合は、受け入れないものとし、併せてその旨を速やかに本組合に報告すること。また、基準を満たしていないごみを持ち込んだ搬入者に対して、注意を促し、指導を行うこと。  （４）効率的で円滑な受付業務の対応に心がけること。 |  |  |
| ２．計量データの管理  受入処理対象物、焼却主灰、飛灰処理物、薬剤等の計量データを記録し、定期的に本組合へ報告すること。なお、報告の方法や頻度は本組合と協議の上、決定する。  データは日、曜日、週、月、年ごとに種類・時間帯別の車両台数についても整理すること。 |  |  |
| ３．案内、指示  （１）事業者は、搬出入車両に対し、必要に応じて本施設内のルートとごみの投入場所について、案内、指示と安全上の注意を行うこと。  （２）事業者は、必要に応じて誘導員を配置すること。また、敷地内外で車両が渋滞する場合には、敷地内外の交通整理を行うこと。  （３）敷地出口における計量時に車両が公道を汚す恐れがあると判断した場合は、洗車場にて車体、タイヤ等の洗浄を指示すること。 |  |  |
| ４．ごみ処理手数料の徴収等  （１）直接搬入者については、直接料金を徴収するため、料金の徴収、領収書等の発行を行い徴収した料金については本組合へ引き渡すこと。  （２）ごみの種類により料金単価が異なるため、これらの精算を可能とする受付計量業務を行うこと。  （３）許可業者のごみ処理手数料徴収について、許可業者毎に月単位でまとめる等、本組合へ協力すること。 |  |  |

| 要求水準書 | メーカー提案書 | 適合 |
| --- | --- | --- |
| 第４章　運転管理業務 |  |  |
| 第１節　マニュアル作成 |  |  |
| １．事業者は、業務期間にわたり本施設の適切な運転管理業務を行うため、運転管理業務について基準化した運転管理業務マニュアルを作成し、本組合の承諾を得ること。 |  |  |
| ２．事業者は、運転管理業務マニュアルに基づき、運転管理業務従事者に作業手順を習熟させること。 |  |  |
| ３．事業者は、運転管理業務マニュアルを必要に応じて改訂すること。なお、改訂にあたっては本組合の承諾を得ること。 |  |  |
| 第２節　本施設の運転管理  事業者は本施設の運転に際し、関係法令、公害防止条件等を遵守し、本施設の要求性能に基づき、搬入される廃棄物を適切に処理するとともに、経済的運転に努めた運転管理業務を行うこと。  また、本施設は災害廃棄物を受入処理する計画としていることから、本組合と事前に協議の上、年間稼動日数を増やすこと等を含め、可能な協力を行うこと。 |  |  |
| 第３節　施設に係る運転管理業務 |  |  |
| １．搬入管理  （１）事業者は、プラットホームにおいて、安全確認員を配置し、車両の誘導、プラットホームの安全確認を行うこと。  （２）事業者は、プラットホームへと進入してきた直接搬入者を所定の荷下ろし場所へ誘導すること。また、荷下ろし時に適切な指示及び補助を行うこと。  （３）搬入された燃やせないごみ及び粗大ごみ中の生きびん、古紙、乾電池、リチウムイオン電池、蛍光管、水銀入り体温計、使用済小型電子機器を取り除き、指定場所へ運搬し貯留すること。また、燃やせないごみ及び粗大ごみ中に軽微な補修で再生することが可能な家具類等が含まれる場合は別途選別し再生品補修室へ運搬し補修すること。  （４）小型動物が搬入された場合には、所定の荷下ろし場所に誘導すること。  （５）事業者は、本組合が適宜実施する展開検査に協力すること。  （６）事業者は、本施設の処理不適物を処理しないものとし、これらを搬入した者に持ち帰らせること。また、搬入した者が持ち帰りに応じない等の理由により、処理不適物等が残った場合の対応は、本組合と協議の上決定すること。なお、基準を満たしていないごみを持ち込んだ搬入者に対して、注意を促し、分別指導を行うこと。  （７）車両が公道を汚す恐れがあると判断した場合は、プラットホーム内にて車体、タイヤ等の洗浄を指示すること。 |  |  |
| ２．適正処理・適正運転  （１）事業者は、関係法令、公害防止基準等を遵守し、搬入された廃棄物を本要求水準書に基づき適切に処理すること。  （２）事業者は、本施設の運転が、関係法令、公害防止基準等を満たしていることを自らが行う検査によって確認すること。  （３）施設の運転については、エネルギーの回収向上に努める運転とし、基準ごみ質での２炉定格運転時におけるエネルギー回収率17.5％以上を確保すること。  （４）事業者は、搬入されたごみの性状について、定期的に分析・管理を行うこと。 |  |  |
| ３．運転管理体制  （１）事業者は、本施設を適切に運転管理するために、運転管理体制を整備すること。  （２）事業者は、整備した運転管理体制について本組合に報告すること。なお、体制を変更する場合は、やむを得ない事情がある場合を除き、事前に本組合に報告すること。 |  |  |
| ４．作業用重機及び運搬車両  （１）エネルギー回収型廃棄物処理施設及びマテリアルリサイクル推進施設の運営に必要な作業用重機及び運搬車両は、事業者が調達すること。なお、調達方法は購入、リースいずれでも可とする。 |  |  |
| ５．備品・什器・物品・用役の調達・管理  （１）事業者は、年度別の計画処理量及び施設の維持管理に関する備品・什器・物品・用役の調達等を考慮した年間調達計画を毎年度作成し、本組合の承諾を得ること。年間調達計画には、本施設の備品庫等で保管する備品（本組合が調達する備品は除く）も含むこと。  なお、備品・什器・物品の調達については、シックハウス対策やグリーン購入法等に配慮すること。  （２）事業者は、年間調達計画に基づき、月間調達計画を作成し、本組合の承諾を得ること。  （３）事業者は、調達した備品・什器・物品・用役について、調達実績を記録し本組合に報告すること。  （４）事業者は、運営維持管理に必要な光熱水費、薬剤等の用役費を負担し、本施設を適切に運転するために、適切な用役管理を実施すること。なお、災害時を考慮し処理に必要な薬剤等は常時７日分（基準ごみ使用量）以上貯留しておくこと。 |  |  |
| ６．運転計画の作成  （１）事業者は、年度別の計画処理量に基づく本施設の保守管理、修繕工事、売電計画等を考慮した年間運転計画を毎年度作成し、本組合の承諾を得ること。また、売電計画については売電量の最大化に努めること。  （２）事業者は、年間運転計画に基づき、月間運転計画を作成し、本組合の承諾を得ること。  （３）事業者は、年間運転計画及び月間運転計画を必要に応じて変更すること。なお、変更にあたっては本組合の承諾を得ること。  （４）事業者は、年度別の計画処理量に基づく施設の維持管理に関する用役の調達等を考慮した年間調達計画を毎年度作成し、本組合の承諾を得ること。  （５）事業者は、年間調達計画に基づき、月間調達計画を作成し、本組合の承諾を得ること。 |  |  |
| ７．運転管理記録の作成  事業者は、ごみの搬入量、処理量、焼却灰等の搬出量、各設備機器の運転データ、電気・上水及び井水、燃料、薬剤等の用役データを記録するとともに、各種分析値、保守管理、修繕工事等の内容を含んだ運転日報、月報、年報等を作成し、月間運転計画に対応する月間管理記録報告書を提出すること。なお、電気については、買電電力量、売電電力量、送電電力量、消費電力量（施設毎）、発電電力量が把握できるようにすること。 |  |  |
| ８．焼却灰等の搬出  （１）本施設から発生する落じん灰、焼却主灰、飛灰処理物、資源化物は本組合が指定する運搬業者へ引渡すものとするが、引き渡すまでの間、適正に管理・保管するとともに、積込みを行うこと。  （２）焼却灰等の搬出頻度、積込作業、計量等の詳細については本組合と協議の上、決定すること（焼却主灰の搬出は、日２台×３回程度を想定している）。  （３）事業者は、本施設より排出される焼却主灰、飛灰処理物が要求水準書（設計・建設業務編）「第１章 第３節 １．エネルギー回収型廃棄物処理施設 （13）焼却灰等処分計画」に示す基準値を満たすように処理することとし、定期的に、性状の分析・管理を行うこと。  （４）焼却主灰、飛灰処理物が基準値を満たさない場合、その処理・処分費用は事業者の負担とする。 |  |  |
| ９．粗大ごみの再生及び展示  （１）粗大ごみ等から選別または再生目的で搬入された粗大ごみを再使用可能な状態に補修を行うこと。  （２）再生品は展示室へ運搬し展示すること。なお、新規の再生品は月曜日の９時に展示すること。  （３）再生品の引取の申込受付、住民への引渡を行うこと。なお、引渡の際は、料金の徴収及び領収証の発行を行い受け取った料金は本組合へ引き渡すこと。 |  |  |
| 10．売電の事務手続き  事業者は、売電に係る事務手続きを行うこと。なお、売電収益は本組合に帰属するものとする。 |  |  |
| 11．性能試験の実施  事業者は、要求水準書（設計・建設編）「第１章 第９節 性能保証」に示された引渡性能試験に協力すること。 |  |  |
| 12．その他  本施設に千葉県等の立入検査や調査が入る場合には、事業者は、資料の作成と提示、本組合への助言等、誠意を持って協力すること。 |  |  |

| 要求水準書 | メーカー提案書 | 適合 |
| --- | --- | --- |
| 第５章　維持管理業務 |  |  |
| 第１節　マニュアル作成 |  |  |
| １．事業者は、業務期間にわたり本施設の適切な維持管理を行っていくため、維持管理について基準化した維持管理マニュアルを作成し、本組合の承諾を得ること。 |  |  |
| ２．事業者は、維持管理マニュアルに基づき、維持管理業務従事者に作業手順を習熟させること。 |  |  |
| ３．事業者は、維持管理マニュアルを必要に応じて改訂すること。なお、改訂にあたっては本組合の承諾を得ること。 |  |  |
| 第２節　本施設の維持管理業務  事業者は、本施設の要求性能を発揮し、搬入される廃棄物を、関係法令、公害防止条件等を遵守し、適切な処理が行えるように、本施設の維持管理業務を行うこと。なお、維持管理にあたっては、施設保全計画等に基づいて行うこと。 |  |  |
| 第３節　保守管理  保守管理とは、本施設を適正に維持管理していくための法定点検、法定点検以外の保守点検、機器の調整、日常的な小部品の取り換え等の一切の管理を指す。 |  |  |
| １．保守管理計画書の作成  （１）保守管理計画書は、運営維持管理期間中の毎年度分を作成するものとし、当該年度の前年度までに保守管理計画書を作成し、本組合の承諾を得ること。  （２）保守管理計画書のうち、法定点検に関する計画は表5.3-1の内容（機器の項目、頻度等）を参考に作成すること。  （３）保守管理計画書は、運転の効率性や安全性、操炉を考慮し計画すること。  （４）未使用時の設備・機器については、使用時との環境が異なるものもあるため、特に留意した保守管理を実施すること。  （５）日常点検で異常が発生した場合や故障が発生した場合等は、事業者は臨時点検を実施すること。  表 5.3-1　法定点検、検査項目（参考）   | 設備名 | 法律名 | | 備考 | | --- | --- | --- | --- | | クレーン | クレーン等安全規則定期自主検査 | 第34条 定期自主検査  第35条 定期自主検査  第36条 作業開始前の点検  第40条 性能検査 | １年に１回以上  １月に１回以上  作業開始前  ２年に１回以上 | | エレベータ | クレーン等安全規則 | 第154条 定期自主検査  第155条 定期自主検査  第159条 性能検査  第162条 検査証の有効期間の更新 | １年に１回以上  １月に１回以上  １年未満～２年以内に  １回以上  １年未満～２年以内 | | 建築基準法 | 第12条 報告、検査等 | １年に１回以上 | | 第１種圧力容器 | ボイラー及び圧力容器安全規則 | 第67条 定期自主検査  第73条 性能検査等 | １月に１回以上  １年に１回以上 | | 第２種圧力容器 | ボイラー及び圧力容器安全規則 | 第88条 定期自主検査 | １年に１回以上 | | 小型ボイラー及び  小型圧力容器 | ボイラー及び圧力容器安全規則 | 第94条 定期自主検査 | １年に１回以上 | | ボイラ | 電気事業法 | 第55条 定期事業者検査  第55条 定期安全管理審査 |  | | 電気事業法施行規則 | 第94条の２定期事業者検査 | 運転開始日または定期事業点検終了から２年を越えない時期 | | 蒸気タービン | 電気事業法 | 第42条 保安規定  第55条 定期安全管理審査 |  | | 電気事業法施行規則 | 第94条の２定期事業者検査 | 運転開始日または定期事業点検終了から４年を越えない時期 | | 計量機 | 計量法 | 第21条 定期検査の実施時期等 | ２年に１回以上 | | 貯水槽 | 水道法施行規則 | 第55条 清掃  第56条 検査 | １年に１回以上  １年に１回以上 | | 地下タンク | 消防法 | 第14条の３ | 消防法の規定による | | 消防用設備 | 消防法施行規則 | 第31条の６消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検及び報告 | 外観点検３月に１回以上  機能点検６月に１回以上  総合点検１年に１回以上 | | エアコンディショナー | フロン排出抑制法 | 第16条第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項 | (7.5kW～50kW未満)３年に１回以上  (50kW以上)１年に１回以上 | | 冷蔵機器及び冷凍機器 | １年に１回以上(7.5kW以上) | | 電気設備 | 電気事業法施行規則 | 第50条第３項第三号 | 保安規程に定めた点検（日常点検、月次点検、年次点検、臨時点検等）を定めた期間毎におこなう。 | | ポンプ | ― | ― | 井水の汲み上げポンプは定期的に試運転を行うこと(井水を定期的に利用すること)。 | | その他必要な項目 | 関係法令による |  | 関係法令の規定による | |  |  |
| ２．保守管理の実施  事業者は、保守管理計画書に基づき、保守管理を実施すること。 |  |  |
| ３．保守管理計画書の報告  （１）保守管理実施結果報告書を作成し、本組合へ報告すること。  （２）保守管理実施結果報告書は適切に管理し、法令等で定められた年数または本組合との協議による年数保管すること。 |  |  |
| 第４節　修繕工事  修繕工事とは、本施設について劣化した機能の改善またはより良い機能の発揮を目的に行う補修工事、更新工事及び保全工事を指す。 |  |  |
| １．施設保全計画の作成  事業者は、建設業務で作成した施設保全計画に基づき、以下に示す補修工事、更新工事及び保全工事の計画書を作成し、当該年度の前年度までに各計画及び予算について本組合と協議の上承諾を得ること。運営維持管理期間を通じた計画は毎年度更新し、当該年度の当初計画と当該年度に行った工事内容について比較し報告書を作成すること。  報告書は記載項目を事前に本組合と協議し、決定した上で整理すること。 |  |  |
| ２．補修工事  補修工事とは、本施設の劣化した部分、部材、機器及び低下した性能・機能を初期の性能水準若しくは実用上支障のない性能水準まで回復させる補修または部分的な交換を指す。  （１）補修工事計画書の作成  １）事業者は、表5.4-1を参考に補修工事計画書を作成すること。  ２）事業者は、運営維持管理期間を通じた本施設の補修工事計画書を作成し、本組合の承諾を得ること。  ３）運営維持管理期間を通じた補修工事計画書は、保守管理実施結果報告書に基づき毎年度更新し、本組合の承諾を得ること。  ４）保守管理実施結果報告書に基づき、設備・機器の耐久度と消耗状況を把握し、各年度の年間補修工事計画書を当該年度の前年度までに作成し、本組合の承諾を得ること。  ５）補修工事実施に際して、補修工事実施前までに詳細な補修工事実施計画書を作成し、本組合の承諾を得ること。  ６）予備が無い機器については、破損した場合の対策を立て、適切に対応すること。  表 5.4-1　補修工事の分類（参考）   |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | | 作業区分 | | | 概 要 | 設備・機器（例） | | 補修工事 | 予防保全 | 時間基準保全  （ＴＢＭ） | ・具体的な劣化の兆候を把握しにくい、あるいはパッケージ化されて損耗部のみのメンテナンスが行いにくいもの。  ・構成部品に特殊部品があり、その調達期限があるもの。 | コンプレッサ、ブロワ、電気計装部品、電気基板等 | | 状態基準保全  （ＣＢＭ） | ・摩耗、破損、性能劣化が、日常稼動中あるいは定期点検において、定量的に測定あるいは比較的容易に判断できるもの。 | 耐火物損傷、ボイラー水管の摩耗、灰・排水設備の腐食等 | | 事後保全  （ＢＭ） | | ・故障してもシステムを停止せず容易に保全可能なもの（予備系列に切り替えて保全できるものを含む）。  ・保全部材の調達が容易なもの。 | 照明装置、予備系列のあるコンベヤ、ポンプ類 |   ※プラント、建築設備の例  （２）補修工事の実施  事業者は、補修工事実施計画書に基づき､本施設の性能水準を維持するために補修工事を行うこと。  （３）補修工事実施の報告  １）事業者は、補修工事が完了した時は、必要に応じて試運転及び性能試験を行い、その結果も含めて、補修工事実施結果報告書を作成し、本組合へ報告すること。  ２）事業者は、各年度の年間補修工事実施結果報告書を作成し、本組合へ報告すること。  ３）補修工事実施結果報告書及び年間補修工事実施結果報告書は適切に管理し、法令等で定められた年数または本組合との協議による年数保管すること。 |  |  |
| ３．更新工事  更新工事とは、本施設の劣化した機器または装置を全交換することで低下した性能若しくは機能を初期の性能水準または実用上支障のない性能水準まで回復させることを指す。  （１）更新工事計画書の作成  １）事業者は、運営維持管理期間を通じた本施設の更新工事計画書を作成し、本組合の承諾を得ること。  ２）運営維持管理期間を通じた更新工事計画書は、保守管理実施結果報告書に基づき毎年度更新し、本組合の承諾を得ること。  ３）保守管理実施結果報告書に基づき、設備・機器の耐久度と消耗状況を把握し、各年度の年間更新工事計画書を当該年度の前年度までに作成し、本組合の承諾を得ること。  ４）更新工事実施に際して、更新工事実施前までに詳細な更新工事実施計画書を作成し、本組合の承諾を得ること。  （２）更新工事の実施  事業者は、更新工事実施計画書に基づき､本施設の性能水準を維持するために更新工事を行うこと。  （３）更新工事実施の報告  １）事業者は、更新工事が完了した時は、必要に応じて試運転及び性能試験を行い、その結果も含めて、更新工事実施結果報告書を作成し、本組合へ報告すること。  ２）事業者は、各年度の年間更新工事実施結果報告書を作成し、本組合へ報告すること。  ３）更新工事実施結果報告書及び年間更新工事実施結果報告書は適切に管理し、法令等で定められた年数または本組合との協議による年数保管すること。 |  |  |
| ４．保全工事  保全工事とは、本施設の要求性能の維持や公害防止基準の遵守と直接的な関連はないが、運営維持管理時の使い勝手や効率性を考慮し、点検・修理・交換等を行うことを指す。  事業者は、適切な保全工事を行うこと。特に、照明設備、空調設備及び換気設備等の建築設備の修理・交換、構内案内板の修理・交換、構内白線引き等について配慮すること。 |  |  |
| 第５節　清掃  事業者は、清掃計画書を作成し、本組合の承諾を得ること。清掃計画書には、日常清掃のほか、敷地内の清掃、定期清掃等のすべての清掃を含むこと。事業者は清掃計画書に基づき清掃を実施すること。また、清掃実施結果報告書を本組合へ報告すること。  事業者は、運営維持管理期間を通して本施設を清掃し、清潔に保つこと。特に見学者及び余熱利用設備利用者等第三者の立ち入る場所は、常に清潔な環境を維持すること。  清掃計画書の作成に当たっては参考資料１も参考とすること。 |  |  |
| 第６節　植栽管理  事業者は、本施設の緑地、植栽等を常に良好に保ち（剪定・草刈等を含む）、適切に維持管理すること。 |  |  |
| 第７節　精密機能検査等 |  |  |
| １．事業者は、３年に１回以上の頻度で、精密機能検査を実施すること。 |  |  |
| ２．事業者は、１年に１回以上の頻度で、機能検査を実施すること。 |  |  |
| ３．精密機能検査の結果を踏まえ、本施設の要求性能を維持するために必要となる各種計画の見直しを行うこと。 |  |  |
| 第８節　土木・建築設備の点検・検査、補修等 |  |  |
| １．事業者は、土木・建築設備の主要構造部、一般構造部、意匠及び仕上げ、建築電気設備、建築機械設備等の点検を定期的に行い、本要求水準書を満足できるよう修理交換等を行うこと。 |  |  |
| ２．事業者は、見学者及び余熱利用設備利用者等第三者が立ち入る箇所については、特に、美観や快適性、機能性を損なうことがないよう点検、修理、交換等を計画的に行うこと。 |  |  |
| ３．土木・建築設備の点検・検査、補修等に係る計画については、調達計画、保守管理計画に含めること。 |  |  |
| 第９節　長寿命化計画（延命化計画）の作成及び実施 |  |  |
| １．事業者は、本業務期間を通じた長寿命化計画（延命化計画）を作成し、本組合の承諾を得ること。 |  |  |
| ２．本業務期間を通じた長寿命化計画（延命化計画）は、点検・検査、補修、精密機能検査、機器更新等の履歴に基づき更新し、その都度、本組合の承諾を得ること。 |  |  |
| ３．事業者は、長寿命化計画（延命化計画）に基づき、本施設の要求性能を維持するために、維持管理を行うこと。 |  |  |

| 要求水準書 | メーカー提案書 | 適合 |
| --- | --- | --- |
| 第６章　環境管理業務 |  |  |
| 第１節　マニュアル作成 |  |  |
| １．事業者は、表6.1-1に示す測定項目及び測定頻度を基に測定管理マニュアルを作成し、本組合の承諾を得ること。本施設の運営・維持管理の状況をより効果的に把握することが可能な測定項目等について事業者及び本組合が合意した場合、表6.1-1に示す測定項目及び測定頻度は適宜、変更されるものとする。また、法令改正等により測定項目の変更する必要が生じた場合は、別途協議するものとする。 |  |  |
| ２．事業者は、測定管理マニュアルに基づき、測定管理業務従事者に作業手順を習熟させること。 |  |  |
| ３．事業者は、測定管理マニュアルを必要に応じて改訂すること。なお、改訂にあたっては本組合の承諾を得ること。 |  |  |
| 第２節　本施設の測定管理業務  事業者は、本施設の要求性能を発揮し、関係法令、公害防止条件等を遵守した適切な測定管理業務を行うこと。  また、測定した記録については、公表する計画であるので公表データの作成、データの提供等本組合が行う公表作業に協力すること。 |  |  |
| 表 6.2-1　業務期間中の測定項目   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 区　　分 | 計 測 項 目 | 計測回数 | 備考 | | 排ガス | ばいじん、硫黄酸化物、窒素酸化物、  塩化水素、水銀 | ４回/年 | 各炉  (1回当たり2検体以上) | | 酸素、一酸化炭素、硫黄酸化物、  窒素酸化物、塩化水素、ばいじん | 連続測定 | 各炉 | | ダイオキシン類 | ４回/年 | 各炉  (1回当たり1検体以上) | | ごみ質 | 種類組成、三成分、低位発熱量、  単位体積重量、元素組成 | １回/月 |  | | 焼却主灰 | 重金属溶出量 | ４回/年 |  | | ダイオキシン類 | ４回/年 |  | | 熱灼減量 | １回/月 |  | | 飛灰処理物 | 重金属溶出量 | ４回/年 |  | | ダイオキシン類 | ４回/年 |  | | 鉄　類 | 資源化物 | ４回/年 | 純度、回収率 | | アルミ類 | ４回/年 | | 排水水質 | 環整第94号、水道環境部長通達に基づく維持管理（測定）項目 | 通達に定める回数 |  | | 下水道排除基準項目 | 法、条例等で定められる回数 |  | | 地下水（井戸）の水質 | 用途に必要な項目 | 水質管理に必要な回数 |  | | 搬入廃棄物の放射能測定 | 簡易測定装置 | 本組合の指定する回数 |  | | 大　気 | 粉じん濃度 | １回/年 | ４地点 | | 騒　音 | 騒音 | １回/年 | ５地点 | | 振　動 | 振動 | １回/年 | ５地点 | | 悪　臭 | 臭気濃度 | １回/年 | ５地点、脱臭装置排出口 | | 作業環境 | ダイオキシン類濃度 | ２回/年 |  | | 粉じん濃度 |  | | 二硫化炭素濃度 |  | | 周辺環境(土壌) | ダイオキシン類濃度 | １回/年 | ２地点 | |  |  |
| 第３節　排ガス等の基準値を超えた場合の対応 |  |  |
| １．要監視基準と停止基準  （１）基準の区分  事業者による本施設の運営維持管理が環境面から適切に実施されているかの判断基準として、要監視基準と停止基準を設定する。要監視基準は、その基準を上回った場合、原因の究明等の監視強化を行うための基準である。停止基準は、その基準を上回った場合、本施設を停止しなくてはならない基準である。  （２）対象項目  １）要監視基準は、本施設からの排ガスに関する環境計測項目のうち、連続計測のばいじん、硫黄酸化物、塩化水素、窒素酸化物、一酸化炭素とし、事業者の提案により設定する基準値とする。  ２）停止基準は、本施設からの排ガスに関する連続計測項目のうち、ばいじん、硫黄酸化物、塩化水素、窒素酸化物、一酸化炭素とバッチ計測項目のダイオキシン類、水銀、焼却主灰、飛灰処理物及び敷地境界における騒音、振動、悪臭とする。なお、騒音、振動及び悪臭の測定地点については、環境影響調査結果を踏まえた敷地境界地点とする。  （３）要監視基準及び停止基準及び判定方法  要監視基準及び停止基準の判定方法については、表6.3-1に示すとおりとする。なお、排ガスに関する要監視基準の基準値については、事業者の提案によるものとする。  表 6.3-1　排ガス等の要監視基準及び停止基準等   |  |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | --- | | 区分 | 項目 | 要監視基準 | | 停止基準 | | | 基準値 | 判定方法 | 基準値 | 判定方法及び措置 | | 連続計測項目 | ばいじん  [g/m3N] | [ ] | １時間平均値が左記の基準値を超えた場合、本施設の監視を強化し、改善策の検討を開始する。 | 0.01 | １時間平均値が左記の基準値を超えた場合、本施設の運転を停止すること。また、原因究明と基準値を遵守するための対策を講じること。 | | 硫黄酸化物  [ppm] | [ ] | 20 | | 塩化水素  [ppm] | [ ] | 20 | | 窒素酸化物  [ppm] | [ ] | 50 | | 一酸化炭素  [ppm] | [ ] | 100 | | [ ] | 30 | ４時間平均値が左記の基準値を超えた場合、本施設の運転を停止すること。また、原因究明と基準値を遵守するための対策を講じること。 | | バッチ計測項目 | ダイオキシン類  [ng-TEQ/m3N] | － | | 0.05 | 定期バッチ測定データが左記の基準値を超えた場合、直ちに自らの費用で追加測定を実施する。この2回の測定結果が基準値を超えた場合、速やかに本施設の運転を停止すること。 | | 水銀  [μg/m3N] | － | | 30 | 定期バッチ測定データが左記の基準値を超えた場合、直ちに自らの費用で追加測定を3回以上実施する。この3回以上の測定結果が基準値を超えた場合、速やかに本施設の運転を停止すること。 | | 騒音[dB] | 朝（6～8時） | － | | 55 | 敷地境界における基準値を超えた場合は、直ちに本施設の運転停止すること。また、原因究明と基準値を遵守するための対策を講じること。 | | 昼（8～18時） | － | | 60 | | 夕（18～22時） | － | | 55 | | 夜（22～6時） | － | | 50 | | 振動  [dB] | 昼（8～19時） | － | | 60 | | 夜（19～8時） | － | | 55 | | 悪臭 | 特定悪臭物質  [ppm] | － | | 22物質 | 悪臭は、本要求水準書（設計・建設編）第１章、第４節　環境保全に係る計画主要項目に示す基準とする。  敷地境界における基準値を超えた場合は、直ちに本施設の運転停止すること。また、原因究明と基準値を遵守するための対策を講じること。 | | 臭気濃度 | － | | 10 | | 排水中  [mg/L] | － | | 4物質 |   ※煙突出口、乾きガス：O2 12%換算値 |  |  |
| ２．要監視基準値を超えた場合の対応  事業者は、要監視基準値を超えた場合には、次に示す手順で本施設の平常通りの運転状態への復旧を図ること。  （１）追加計測による要監視基準値を満足しているかの確認  （２）基準超過原因の把握と対策の策定（本組合による承諾）  （３）対策を行いながらの復旧 |  |  |
| ３．停止基準を超えた場合の対応  事業者は、停止基準値を超えた場合には、次に示す手順で本施設の平常通りの運転状態への復旧を図ること。  （１）停止レベルに至った原因の解明  （２）復旧計画の策定（本組合による承諾）  （３）改善作業への着手  （４）改善作業の完了確認（本組合による確認）  （５）復旧のための試運転の開始  （６）運転データの確認（本組合による確認）  （７）本施設の使用再開 |  |  |
| ４．その他留意事項  焼却主灰及び飛灰処理物について、要求水準書（設計・建設編）「第１章 第３節 １．エネルギー回収型廃棄物処理施設 （13）焼却灰等処分計画」に示す基準値の超過に伴う受入停止の措置が発生した場合、事業者は、受入停止措置が解除されるまでの間、事業者の責任において焼却灰等の保管や代替地における処分等を行うこと。なお、これに伴う費用は事業者の負担とする。 |  |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 要求水準書 | メーカー提案書 | 適合 |
| 第７章　防火・防災管理業務 |  |  |
| 第１節　事故対応マニュアル作成 |  |  |
| １．事業者は、「廃棄物処理施設事故対応マニュアル作成指針　環境省廃棄物・リサイクル対策部 平成18年12月」に基づき、事故時における人身の安全確保、施設の安全な停止、復旧等の手順を定めた事故対応マニュアルを作成し、本組合の承諾を得ること。 |  |  |
| ２．事業者は、事故対応マニュアルに基づき、業務従事者に作業手順を習熟させること。 |  |  |
| ３．事業者は、事故対応マニュアルを必要に応じて改訂すること。なお、改訂にあたっては本組合の承諾を得ること。 |  |  |
| 第２節　本施設の防火・防災管理業務 |  |  |
| １．事業者は、消防法等関連法令に基づき、本施設の防火・防災上必要な管理者、組織等の防火・防災管理体制を整備し、本組合に報告すること。なお、体制を変更した場合には速やかに本組合に報告すること。 |  |  |
| ２．本施設の要求性能を発揮し、関係法令、公害防止条件等を遵守した適切な防火・防災管理業務を行うこと。 |  |  |
| ３．事業者は、日常点検、定期点検等の実施において、防火管理・防災管理上、問題がある場合は、本組合と協議の上、本施設の改善を行うこと。 |  |  |
| ４．事業者は、特に、ごみピット、ストックヤード等については、入念な防火管理を行うこと。 |  |  |
| ５．関係市町の地域防災計画及び災害廃棄物処理計画との連係を図る等協力を行うこと。 |  |  |
| 第３節　二次災害の防止  事業者は、災害、機器の故障、停電等の緊急時においては、人身の安全を確保するとともに、環境及び対象施設へ与える影響を最小限に抑えるように施設を安全に停止させ、二次災害の防止に努めること。 |  |  |
| 第４節　自主防災組織の整備  事業者は、台風、大雨等の警報発令時、火災、事故、作業員の怪我等が発生した場合に備えて、自主防災組織を整備するとともに、自主防災組織及び警察、消防、本組合等への連絡体制を整備すること。なお、体制を変更した場合は速やかに本組合に報告すること。 |  |  |
| 第５節　防災訓練の実施  緊急時に自主防災組織及び連絡体制が適切に機能するように、定期的に防災訓練等を行うこと。 |  |  |
| 第６節　災害発生時の対応・防災備蓄倉庫の管理 |  |  |
| １．事業者は、提案した防災備蓄品の状態及び備蓄量の確認・維持管理・更新を行うこと。 |  |  |
| ２．災害発生時には、備品等の搬出等について本組合の指示に基づき対応すること。災害発生時の対応の詳細については本組合と協議の上、決定すること。 |  |  |
| ３．備蓄品に非常食等が含まれる場合は、賞味期限の２ヶ月前を目途に新品と交換し、交換したものはフードバンク等への提供を行うことを基本とし、リサイクルし食品ロスが発生しないよう配慮すること。 |  |  |
| 第７節　事故報告書の作成  事業者は、事故が発生した場合は、事故対応マニュアルに従い、直ちに事故の発生状況、事故時の運転管理記録等を本組合に報告すること。報告後、速やかに対応策等を記した事故報告書を作成し、本組合に提出すること。 |  |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 要求水準書 | メーカー提案書 | 適合 |
| 第８章　保安業務 |  |  |
| 第１節　マニュアル作成 |  |  |
| １．事業者は、業務期間にわたり本施設の適切な保安を行っていくため、以下の警備・防犯の関連業務について基準化したマニュアルを作成し、本組合の承諾を得ること。 |  |  |
| ２．事業者は、作成したマニュアルに基づき、業務従事者に警備・防犯の関連業務の作業手順を習熟させること。 |  |  |
| ３．事業者は、作成したマニュアルを必要に応じて改訂すること。なお、改訂にあたっては本組合の承諾を得ること。 |  |  |
| 第２節　本施設の関連業務  事業者は、本要求水準書、関係法令等を遵守し、以下の警備・防犯の関連業務を行うこと。 |  |  |
| 第３節　警備・防犯 |  |  |
| １．事業者は、機械警備及び警備員等による場内及び構内の警備・防犯体制を整備すること。特に見学者等第三者の安全を確保すること。 |  |  |
| ２．事業者は、整備した警備・防犯体制について本組合に報告すること。なお、体制を変更した場合は、速やかに本組合に報告すること。 |  |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 要求水準書 | メーカー提案書 | 適合 |
| 第９章　住民等対応業務 |  |  |
| 第１節　マニュアル作成 |  |  |
| １．事業者は、見学者対応及び住民等対応業務マニュアルを作成し、本組合の承諾を得ること。 |  |  |
| ２．事業者は、住民等対応業務マニュアルに基づき、住民等対応業務従事者に作業手順を習熟させること。 |  |  |
| ３．事業者は、住民等対応業務マニュアルを必要に応じて改訂すること。なお、改訂にあたっては本組合の承諾を得ること。 |  |  |
| 第２節　見学者対応 |  |  |
| １．見学者の予約受付を行い、予約した見学者については説明を行うこと。 |  |  |
| ２．予約がない見学者への説明は、原則として行わない。ただし、行政等の視察については本組合が対応するので、事業者は本組合に協力すること。 |  |  |
| ３．場内の見学者用動線については、見学のし易さや安全面に配慮すること。 |  |  |
| ４．予約がない見学者は、9:00～17：00の間エントランス、展示・学習コーナー及び粗大ごみ等再生展示室を自由に見学できることから安全面に配慮すること。 |  |  |
| ５．見学者用パンフレットは必要に応じて適宜改訂すること。 |  |  |
| ６．事業者は、本施設の見学者の安全が確保される体制を整備すること。  　　　　　　　　　表 9.2-1　施設見学者数（令和元年度実績）　　　　　（単位：人） |  |  |
| 第３節　住民等対応 |  |  |
| １．事業者は、常に適切な運営維持管理を行うとともに、地域との交流を積極的に図り、地域社会への貢献に努め、住民等の信頼と理解、協力を得ること。 |  |  |
| ２．事業者は、本組合が行う住民等との協議に対して、本組合の要請に基づき協力すること。 |  |  |
| ３．事業者は、本組合が住民等と結ぶ協定等を十分理解し、これを遵守すること。 |  |  |
| ４．事業者は、周辺環境等への影響がないように配慮すること。 |  |  |
| ５．事業者は、本施設の運営維持管理に関して、住民等から意見等があった場合、速やかに本組合に報告し、本組合と協議の上、対応すること。 |  |  |
| ６．事業者は、住民等を含む本施設の各協議会及び委員会から本施設の運営維持管理に関して求められた事項については、報告書等の資料を作成の上、各協議会等に出席し説明を行うなど、全面的に協力すること。 |  |  |
| ７．事業者は、本施設及び地域振興策施設における環境学習等の活動に対し、積極的に参加、協力すること。 |  |  |

| 要求水準書 | メーカー提案書 | 適合 |
| --- | --- | --- |
| 第10章　情報管理業務 |  |  |
| 第１節　本施設の情報管理業務  事業者は、本要求水準書、関係法令等を遵守し、適切な情報管理業務を行うこと。また、管理する情報は、その目的以外に使用しないものとし、情報漏洩を防止する措置を講じること。  業務に関連するデータの保管期間は、法令等で定める年数または本組合との協議による年数とすること。  なお、個人情報の取扱いについては、「印西地区環境整備事業組合個人情報保護条例」に定める事項を遵守すること。 |  |  |
| 第２節　運営・維持管理体制 |  |  |
| １．事業者は、以下の体制について本組合の承諾を得ること。事業者は、必要に応じ下記以外の体制についても作成し、本組合の承諾を得ること。  （１）安全衛生管理体制  （２）防火・防災管理体制  （３）連絡体制  （４）警備・防犯体制  （５）運転管理体制  （６）緊急時の連絡体制  （７）その他運営維持管理業務の実施のため必要と認められる体制 |  |  |
| 第３節　運営・維持管理マニュアル |  |  |
| １．事業者は、運営維持管理マニュアルを作成し、本組合の承諾を得ること。運営維持管理マニュアルには下記マニュアルの内容を含むこととし、部数や体裁等については、本組合と協議して作成する。また、事業者は、運営維持管理マニュアルを必要に応じて改訂し、改訂にあたっては本組合の承諾を得ること。  （１）受付業務マニュアル  （２）運転管理マニュアル  （３）維持管理マニュアル  （４）測定管理マニュアル  （５）事故対応マニュアル  （６）急病人発生時対応マニュアル  （７）清掃マニュアル  （８）警備・防犯マニュアル  （９）住民等対応業務マニュアル  （10）その他関連業務マニュアル |  |  |
| 第４節　運転計画・運転管理記録報告 |  |  |
| １．事業者は、本施設の年間運転計画書、月間運転計画書、年間調達計画書及び月間調達計画書を作成し、本組合へ提出すること。 |  |  |
| ２．事業者は、ごみ種類別搬入量・搬出量、資源化物量、運転データ、用役データ、運転日報、月報、年報等を記載した運転管理記録を作成し、本組合に提出すること。 |  |  |
| ３．運転管理記録の詳細項目は、本組合と協議の上、決定すること。 |  |  |
| ４．遠隔で運転管理を行う場合のデータの取扱い、データの漏えい等については、本組合と協議の上決定すること。 |  |  |
| 第５節　保守管理計画・報告 |  |  |
| １．事業者は保守管理計画及び保守管理結果を記載した保守管理実施結果報告書を作成し、本組合へ提出すること。 |  |  |
| ２．事業者は、保守管理実施結果報告書の提出頻度・時期・詳細項目について本組合と協議の上、決定すること。 |  |  |
| 第６節　補修工事計画・報告 |  |  |
| １．事業者は、運営維持管理期間を通じた補修工事計画書、年間補修工事計画書、補修工事実施計画書、補修工事結果を記載した補修工事実施報告書及び年間補修工事実施結果報告書を作成し､本組合へ提出すること。 |  |  |
| ２．事業者は、１．に示す書類の提出頻度・時期・詳細項目について本組合と協議の上決定すること。 |  |  |
| 第７節　更新工事計画・報告 |  |  |
| １．事業者は、運営維持管理期間を通じた更新工事計画書、年間更新工事計画書、更新工事実施計画書、更新工事結果を記載した更新工事実施報告書及び年間更新工事実施結果報告書を作成し､本組合へ提出すること。 |  |  |
| ２．事業者は、１．に示す書類の提出頻度・時期・詳細項目について本組合と協議の上決定すること。 |  |  |
| 第８節　保全工事報告 |  |  |
| １．事業者は、保全工事を行った場合は、保全工事結果を記載した保全工事実施結果報告書を作成し､本組合へ提出すること。 |  |  |
| ２．事業者は、保全工事実施結果報告書の提出頻度・時期・詳細項目について本組合と協議の上決定すること。 |  |  |
| 第９節　作業環境管理計画・報告 |  |  |
| １．事業者は、作業環境管理計画書及び作業環境保全状況を記載した作業環境管理結果報告書を作成し、本組合へ提出すること。 |  |  |
| ２．事業者は、１．に示す書類の提出頻度・時期・詳細項目について本組合と協議の上決定すること。 |  |  |
| 第10節　防火・防災管理計画・報告 |  |  |
| １．事業者は、防火・防災に関する管理計画書及び管理結果報告書を作成し、本組合へ提出すること。 |  |  |
| ２．事業者は、１．に示す書類の提出頻度・時期・詳細項目について本組合と協議の上決定すること。 |  |  |
| 第11節　清掃計画・報告 |  |  |
| １．事業者は、清掃計画書及び清掃実施結果報告書を作成し､本組合へ提出すること。 |  |  |
| ２．事業者は、１．に示す書類の提出頻度・時期・詳細項目について本組合と協議の上決定すること。 |  |  |
| 第12節　測定管理報告 |  |  |
| １．事業者は測定管理マニュアルに基づき測定管理を行うこと。 |  |  |
| ２．事業者は測定管理結果を測定管理結果報告書としてまとめ、本組合へ提出すること。 |  |  |
| ３．事業者は、測定管理結果報告書の提出頻度・時期・詳細項目について本組合と協議の上決定すること。 |  |  |
| 第13節　施設情報管 |  |  |
| １．事業者は、本業務に関する各種マニュアル、図面等を業務期間にわたり適切に管理すること。 |  |  |
| ２．事業者は、修繕工事等により、本業務の対象施設に変更が生じた場合、各種マニュアル、図面等を速やかに変更すること。 |  |  |
| ３．事業者は、本施設に関する各種マニュアル、図面等の管理方法について検討し、本組合へ報告すること。 |  |  |
| ４．事業者は、本組合等が発信するホームページ等に掲載する資料について提出を求められた場合、速やかに対応すること。 |  |  |
| 第14節　業務完了報告 |  |  |
| １．事業者は、上記第4節から第12節の履行結果をとりまとめた月間業務完了報告書を作成し、本組合へ提出すること。 |  |  |
| ２．月間業務完了報告書は、毎月提出することとする。 |  |  |
| ３．月間業務完了報告書の詳細項目は、本組合と協議の上決定すること。 |  |  |
| 第15節　その他管理記録報告 |  |  |
| １．事業者は、年に２回、財務諸表を本組合に提出すること。 |  |  |
| ２．事業者は、本施設の管理記録すべき項目、または事業者が自主的に管理記録する項目を考慮し、管理記録報告を作成すること。 |  |  |
| ３．事業者は、報告書の提出頻度・時期・詳細項目について本組合と協議の上決定すること。 |  |  |
| 第16節　環境モニタリングデータ  事業者は、環境モニタリングデータ表示盤に表示する、本施設の排ガス濃度等の情報を入力する。 |  |  |
| 第17節　ホームページの作成及び管理  事業者は、本組合と協議の上、本施設に係るホームページの作成、更新及び管理を行うこと。 |  |  |

| 要求水準書 | メーカー提案書 | 適合 |
| --- | --- | --- |
| 第11章　業務モニタリング |  |  |
| 第１節　モニタリング方法  本組合は、事業期間にわたり、運営維持管理業務の実施状況についてモニタリングし、本要求水準書等に定められた業務を確実に遂行しているかについて確認する。  モニタリングは、事業者が本要求水準書等に基づき業務の管理及び確認を行った上で、事業者が自らにより確認し、本組合はその報告に基づき確認を行う。 |  |  |
| １．書類による確認  事業者は、運営維持管理業務に係る各業務に関して表11.1-1に示す各書類について、それぞれの提出時期までに本組合へ提出して、本要求水準等の内容の達成状況について承諾を受ける。  表 11.1-1　提出書類と提出時期   |  |  |  | | --- | --- | --- | | № | 提出書類 | 提出時期 | | １ | 業務計画書（第１章　第３節　18.参照） | 運営維持管理業務開始60日前まで | | ２ | 年間業務実施計画書（第１章　第３節　18.参照） | 翌事業年度開始30日前まで | | ３ | 月間管理運営・維持管理業務実施計画書 | 毎月25日まで | | ４ | 業務報告書（日報） | 翌日の12時まで | | ５ | 業務報告書（週報） | 翌月曜日の12時まで | | ６ | 業務報告書（月報） | 翌月10日まで | | ７ | 業務報告書（年報） | 翌事業年度開始30日後まで | | ８ | 年間施設管理運営維持管理状況報告書 | 翌事業年度開始30日後まで | | ９ | 会社法上要求される計算書類、事業報告、附属明細書、監査報告、会計監査報告及びキャッシュフロー計算書 | 翌事業年度開始後3か月後まで | | 10 | その他本組合が必要とする書類 | 随時 | |  |  |
| ２．現地における確認  本組合は、運営維持管理業務のモニタリング実施にあたり、必要と認める時は、現地における確認を行う。事業者は、本組合の現地における確認に必要な協力をすること。 |  |  |
| 第２節　モニタリングの手順  モニタリングの手順及び事業者と本組合の作業内容は表11.2-1に示すとおりである。ただし、モニタリング方法についての詳細は、事業者が提供するサービスの方法に依存するため、運営委託契約の締結後に策定するモニタリング実施計画書において確定する。 |  |  |
| 表 11.2-1　具体的なモニタリング手順（案）   |  |  |  | | --- | --- | --- | |  | 事業者 | 本組合 | | 計画時 | ・建設完了前に業務計画書、運営維持管理マニュアルを作成し、本組合へ提出する。  ・年間業務実施計画書、月間管理運営・維持管理業務実施計画書、業務報告書（日報、週報、月報、年報）等の様式を作成し、本組合へ提出する。 | ・業務計画書等を事業者と協議の上、内容を確認して承諾する。  ・業務報告書の様式等を事業者と協議の上、内容を確認して承諾する。 | | 日常  モニタリング | ・毎日の業務の実施に関する日常モニタリングを行い、その結果に基づき、業務実績報告書（日報等）にその内容を含める。  ・業務実績報告書（日報）を本組合へ提出する。 | ・業務報告書（日報等）の内容及び業務水準を確認して承諾する。 | | ・本事業の運営維持管理やサービスの提供に大きな影響を及ぼすと思われる事象が生じた場合には、直ちに本組合に報告する。 | | 定期  モニタリング | ・業務報告書（日報等）及びその他の報告事項をとりまとめ、業務実績報告書（週報、月報、年報）を提出する。  ・財務諸表を提出する。（SPC設立の場合）  ・モニタリング結果の公表について、本組合へ協力する。 | ・業務実績報告書等の内容を確認し、業務実施状況の評価を行い、評価結果を事業者へ通知する。  ・定期的に施設巡回、業務監視、事業者に対する説明要求及び立会い等を行う。  ・モニタリング結果に基づき、委託料の支払いを行う。  ・モニタリング結果について対外的に公表する。 | | 随時  モニタリング | ・適宜、説明要求や現場立会いの対応を行う。 | ・定期モニタリングのほかに、必要に応じて、施設巡回、業務監視、事業者に対する説明要求及び立会い等を行う。この結果については、定期モニタリングの結果に反映する。  ・是正指導等を行った場合、事業者からの是正指導に対する対処の完了の通知等を受けて実施する。 |   ※モニタリングの実施に際し、本組合が行うモニタリングにおいて発生した費用（第三者機関、外部委託者）は、本組合が負担し、それ以外に事業者のモニタリングにおいて発生した費用（第三者機関による調査、分析、評価等を含む。）については、事業者が負担する。 |  |  |
| 第３節　是正勧告等の流れ |  |  |
| １．減額対象及び是正レベルの認定  本組合は、運営維持管理業務が運営委託契約書等に規定する要求水準及び仕様を満たしていないと判断される事象が発生した場合には、表11.3-1に示す基準（案）に従い、その是正レベルの認定を行い、事業者に通知する。事象のレベルの一部を表11.3-2に示す。  表11.3-1　減額対象のレベルとその基準（案）   |  |  | | --- | --- | | レベル | 基準 | | レベル１ | 本施設の運営維持管理に軽微な支障がある場合等 | | レベル２ | 本施設の運営維持管理において数日間の停止が必要となる場合等 | | レベル３ | 本組合の承諾なく特定事業契約書に反する行為を行った場合、不法行為、虚偽の報告を行った場合等 | |  |  |
| 表11.3-2　減額対象のレベルとその基準（案）   |  |  | | --- | --- | | レベル | 事象例（一部） | | レベル１ | ・業務報告の不備  ・故障等による個別設備の短期間の停止  ・作業場所等の整理状況が悪い場合  ・提出書類を期限までに提出しない場合  ・各種マニュアルの改善を必要に応じて行わない場合  ・連絡の不備等 | | レベル２ | ・数日間の停止を必要とする場合（計画的なものを除く）  ・レベル１に該当する場合で是正指導の手続きを経てなお是正が認められないと本組合が判断した場合等 | | レベル３ | ・７日以上の停止を必要とする場合（計画的なものを除く）  ・安全管理の不備による人身事故の発生  ・環境保全に関する規制基準の遵守違反  ・特定事業契約書等に基づき本組合が提出を求めた書類について、正当な理由なく提出しない場合  ・レベル２に該当する場合で再度是正勧告の手続きを経てなお是正が認められないと本組合が判断した場合等 | |  |  |
| ２．注意  本組合は、本要求水準書、事業提案書及び特定事業契約書等に規定する要求水準及び仕様等を満たしていないと判断される事象がレベル１に該当する恐れがある場合、事業者に対して、当該業務の是正を行うように注意を行うものとする。  事業者は、本組合から注意を受けた場合、速やかに是正対策を行うこととする。対策後も是正が見込まれない場合には、本組合は文書による厳重注意を行うものとする。是正対策を行わない場合もしくは特定事業契約書等に規定する要求水準及び仕様を満たしていないと判断される事象がレベル１に該当すると認定した場合、直ちに是正指導を行うものとする。 |  |  |
| ３．是正指導  本組合は、本要求水準書等に規定する要求水準及び仕様を満たしていないと判断される事象がレベル１に該当すると認定した場合、事業者に対して、当該業務の是正を行うよう是正指導を行うものとする。  事業者は、本組合から是正指導を受けた場合、速やかに是正対策と是正期限について本組合と協議を行い、是正対策と是正期限等を本組合に提示し、本組合の承諾を得るものとする。特定事業契約書等に規定する要求水準及び仕様を満たしていないと判断される事象がレベル２に該当すると認定した場合、本組合は、直ちに是正勧告を行うものとする。 |  |  |
| ４．是正指導の対処の確認  本組合は、事業者からの是正指導に対する対処の完了通知を受け、随時モニタリングを行い、是正が行われたかどうかを確認する。  レベル１の事象において是正が認められない場合、是正勧告の措置を行うものとする。 |  |  |
| ５．是正勧告  本組合は、本要求水準書、事業提案書及び特定事業契約書等に規定する要求水準及び仕様等を満たしていないと判断される事象がレベル２に該当すると認定した場合、またはレベル１に該当する場合で是正指導の手続きを経てなお是正が認められないと判断した場合、事業者に対して書面により業務の是正勧告を行う。  事業者は、本組合から是正勧告を受けた場合、速やかに必要な措置を施すとともに、本組合と協議のうえ、是正対策と是正期限等を記載した是正計画書を本組合に提出し、本組合の承諾を得た上で、速やかに是正措置を行うものとする。 |  |  |
| ６．是正勧告の対処の確認  本組合は、事業者からの是正勧告に対する対処の完了の通知または是正期限を受け、随時のモニタリングを行い、是正が行われたかどうかを確認する。 |  |  |
| ７．再度是正勧告  ６．におけるモニタリングの結果、是正計画書に沿った期間、内容による是正が認められないと本組合が判断した場合、本組合は、事業者に再度の是正勧告を行うとともに、再度、是正計画書の提出請求、協議、承諾及び随時モニタリングにより、事業者の再度是正勧告の対処の確認を行う。なお、再度是正勧告については、本組合が必要と判断したとき、その内容を公表することができる。 |  |  |
| ８．警告  本組合は、本要求水準書、事業提案書及び特定事業契約書等に規定する要求水準及び仕様等を満たしていないと判断される事象がレベル３に該当すると認定した場合、またはレベル２に該当する場合で再度是正勧告の手続きを経てなお是正が認められないと判断した場合、事業者に警告を行うとともに、即座にその行為の中止等を指示できる。事業者はその指示に従うとともに、理由書及び是正計画書の提出を速やかに行う。本組合は、是正計画書の内容協議、承諾及び随時モニタリングにより、事業者の対処の確認を行う。なお、警告については、本組合が必要と判断したとき、その内容を公表することができる。 |  |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 要求水準書 | メーカー提案書 | 適合 |
| 第12章　契約期間終了時のモニタリング |  |  |
| 第１節　モニタリング方法 |  |  |
| １．事業者は、事業期間終了５年前に、事業期間終了後の本施設等の取扱について、協議を開始する。 |  |  |
| ２．事業者は、事業終了時の１年前に、施設の劣化等の状況及び施設の保全のために必要となる資料の整備状況の報告を行う。 |  |  |
| ３．本組合は、２．の報告内容について確認を行う。 |  |  |
| ４．本組合及び事業者は、３．による確認の内容に基づき、必要に応じて協議する。 |  |  |
| ５．事業者は、本要求水準書等を満たすよう、事業終了時までに、協議の結果を反映した修繕計画書に基づき修繕を行うほか、必要となる資料を整備し、本組合に確認等を受ける。 |  |  |
| 第２節　確認方法 |  |  |
| １．書類による確認  事業者は、現況図面、施設の保全に係る資料等を含めた取扱説明書等の書類を、事業終了時に本組合に提出して確認を受ける。 |  |  |
| ２．現地における確認  本組合は施設の現況が、１．で提出された資料の内容のとおりであるかどうか現地における確認を行う。事業者は、本組合の現地における確認に必要な協力を行うこと。 |  |  |